議案3条の 1

権利の設定/移転の種類				所有権の移転		
土地の所在				地目	地 積	
桜井市大字小夫 ***				畑	1,526	m²
譲受人			譲渡人			
住所	大阪府東大阪市***	**	住所	橿原市****		
氏名	****		氏名	名 *****		

農地法第3条第2項について

条文	具体的な内容	該	当
第1号	・保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況 等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべて農地を 効率的に利用できるものと見込める。	する	しない
全部効率要件	該当しない場合 令第2条第1項第1号イ・ロ・ハ・ニまたは第2号イ・ロに該当	する	しない
第2号	・農地所有適格法人以外の法人の取得でない。	する	しない
農地所有適格法人 以外の法人	該当しない場合 ・法第3条第3項の要件を満たす賃借権の設定である。 ・令第2条第2項第1・2・3・4・5号に該当	する	しない
第3号 信 託	信託の引受による権利の取得でない。	する	しない
第4号	取得者が農作業を行う必要がある日数につい農作業に従事すると見込める。	する	しない
農作業の常時従事	該当しない場合 令第2条第2項第1・2・3・4・5号に該当	する	しない
第5号 転貸禁止	貸人の農地であり転貸に当たらない。	する	しない
第6号	水利や農地利用の調整及び農薬の使用については地域 に協力し地域の取り決めを遵守し、農業上の農地の効率		
地域調和	的かつ総合的な利用に支障は生じないように周辺地域に 同調する等、取得後もいままで通り同様に農地の利用を行 うと思われる。	する	しない

上記の通り、農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議案3条の 2

権利の設定/移転の種類			所有権の移転			
土地の所在				地目	地	積
	桜井市大字巻野内*** 外1筆			畑・田	297	m²
譲受人			譲渡人			
住所	桜井市****	* 住所		桜井市****		
氏名	****		氏名	3 *****		

農地法第3条第2項について

条文	具体的な内容	該	当
第1号	・保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況 等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべて農地を 効率的に利用できるものと見込める。	する	しない
全部効率要件	該当しない場合 令第2条第1項第1号イ・ロ・ハ・ニまたは第2号イ・ロに該当	する	しない
第2号	・農地所有適格法人以外の法人の取得でない。	する	しない
農地所有適格法人 以外の法人	該当しない場合 ・法第3条第3項の要件を満たす賃借権の設定である。 ・令第2条第2項第1・2・3・4・5号に該当	する	しない
第3号 信 託	信託の引受による権利の取得でない。	する	しない
第4号	取得者が農作業を行う必要がある日数につい農作業に従 事すると見込める。	する	しない
農作業の常時従事	該当しない場合 令第2条第2項第1・2・3・4・5号に該当	する	しない
第5号 転貸禁止	貸人の農地であり転貸に当たらない。	する	しない
第6号	水利や農地利用の調整及び農薬の使用については地域 に協力し地域の取り決めを遵守し、農業上の農地の効率		
地域調和	的かつ総合的な利用に支障は生じないように周辺地域に 同調する等、取得後もいままで通り同様に農地の利用を行 うと思われる。	する	しない

上記の通り、農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議案3条の 3

権利の設定/移転の種類				所有権の移転			
土地の所有	在				地 目	地	積
桜井市大字巻野内***				畑	42	m²	
譲受人				譲渡人			
住所	住所 桜井市****		住所	桜井市*	***		
氏名	***	*		氏名	* * *	k * *	

農地法第3条第2項について

条文	具体的な内容	該	当
第1号	・保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況 等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべて農地を 効率的に利用できるものと見込める。	する	しない
全部効率要件	該当しない場合 令第2条第1項第1号イ・ロ・ハ・ニまたは第2号イ・ロに該当	する	しない
第2号	・農地所有適格法人以外の法人の取得でない。	(する)	しない
農地所有適格法人 以外の法人	該当しない場合 ・法第3条第3項の要件を満たす賃借権の設定である。 ・令第2条第2項第1・2・3・4・5号に該当	する	しない
第3号 信 託	信託の引受による権利の取得でない。	する	しない
第4号	取得者が農作業を行う必要がある日数につい農作業に従 事すると見込める。	する	しない
農作業の常時従事	該当しない場合 令第2条第2項第1・2・3・4・5号に該当	する	しない
第5号 転貸禁止	貸人の農地であり転貸に当たらない。	する	しない
第6 号	水利や農地利用の調整及び農薬の使用については地域 に協力し地域の取り決めを遵守し、農業上の農地の効率		
地域調和	的かつ総合的な利用に支障は生じないように周辺地域に 同調する等、取得後もいままで通り同様に農地の利用を行 うと思われる。	する	しない

上記の通り、農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議案3条の 4

権利の記	設定/移転の種類			所有権の移転		
土地の所	在	_		地目	地 積	
	桜井市大字萱森***	▶ 外6筆		畑・田	2,511	m²
譲受人			譲渡人	-		
住所	桜井市****		住所	愛知県額田郡	****	
氏名	****		氏名	* * *	***	

農地法第3条第2項について

条文	具体的な内容	該	当
第1号	・保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況 等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべて農地を 効率的に利用できるものと見込める。	する	しない
全部効率要件	該当しない場合 令第2条第1項第1号イ・ロ・ハ・ニまたは第2号イ・ロに該当	する	しない
第2号	・農地所有適格法人以外の法人の取得でない。	する	しない
農地所有適格法人 以外の法人	該当しない場合 ・法第3条第3項の要件を満たす賃借権の設定である。 ・令第2条第2項第1・2・3・4・5号に該当	する	しない
第3号 信 託	信託の引受による権利の取得でない。	する	しない
第4号	取得者が農作業を行う必要がある日数につい農作業に従 事すると見込める。	する	しない
農作業の常時従事	該当しない場合 令第2条第2項第1・2・3・4・5号に該当	する	しない
第5号 転貸禁止	貸人の農地であり転貸に当たらない。	する	しない
第6号	水利や農地利用の調整及び農薬の使用については地域 に協力し地域の取り決めを遵守し、農業上の農地の効率		
地域調和	的かつ総合的な利用に支障は生じないように周辺地域に 同調する等、取得後もいままで通り同様に農地の利用を行 うと思われる。	する	しない

上記の通り、農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議案3条の 5

権利の設定/移転の種類			所有権の移転			
土地の所在			地 目	地 積	į	
桜井市大字生田 ** *				田	228	m²
譲受人			譲渡人			
住所 桜	井市****		住所	京都府京都市****		
氏名	****		氏名	* * *	* * *	

農地法第3条第2項について

条文	具体的な内容	該	当
第1号	・保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況 等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべて農地を 効率的に利用できるものと見込める。	する	しない
全部効率要件	該当しない場合 令第2条第1項第1号イ・ロ・ハ・ニまたは第2号イ・ロに該当	する	しない
第2号	・農地所有適格法人以外の法人の取得でない。	する	しない
農地所有適格法人 以外の法人	該当しない場合 ・法第3条第3項の要件を満たす賃借権の設定である。 ・令第2条第2項第1・2・3・4・5号に該当	する	しない
第3号 信 託	信託の引受による権利の取得でない。	する	しない
第4号	取得者が農作業を行う必要がある日数につい農作業に従 事すると見込める。	する	しない
農作業の常時従事	該当しない場合 令第2条第2項第1・2・3・4・5号に該当	する	しない
第5号 転貸禁止	貸人の農地であり転貸に当たらない。	する	しない
第6号	水利や農地利用の調整及び農薬の使用については地域 に協力し地域の取り決めを遵守し、農業上の農地の効率		
地域調和	的かつ総合的な利用に支障は生じないように周辺地域に 同調する等、取得後もいままで通り同様に農地の利用を行 うと思われる。	する	しない

上記の通り、農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議案3条の 6

権利の設定/移転の種類				所有権の移転		
土地の所在	•	-		地目	地	積
桜井市大字生田 ** *				畑	109	m²
譲受人		譲渡	人			
住所		住所		桜井市*	***	
氏名	****	氏名		* * *	k * *	

農地法第3条第2項について

条文	具体的な内容	該	当
第1号	・保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況 等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべて農地を 効率的に利用できるものと見込める。	する	しない
全部効率要件	該当しない場合 令第2条第1項第1号イ・ロ・ハ・ニまたは第2号イ・ロに該当	する	しない
第2号	・農地所有適格法人以外の法人の取得でない。	する	しない
農地所有適格法人 以外の法人	該当しない場合 ・法第3条第3項の要件を満たす賃借権の設定である。 ・令第2条第2項第1・2・3・4・5号に該当	する	しない
第3号 信 託	信託の引受による権利の取得でない。	する	しない
第4号	取得者が農作業を行う必要がある日数につい農作業に従 事すると見込める。	する	しない
農作業の常時従事	該当しない場合 令第2条第2項第1・2・3・4・5号に該当	する	しない
第5号 転貸禁止	貸人の農地であり転貸に当たらない。	する	しない
第6号	水利や農地利用の調整及び農薬の使用については地域 に協力し地域の取り決めを遵守し、農業上の農地の効率		
地域調和	的かつ総合的な利用に支障は生じないように周辺地域に 同調する等、取得後もいままで通り同様に農地の利用を行 うと思われる。	する	しない

上記の通り、農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議案3条の 7

権利の設定/移転の種類									
土地の所在				地目	地 積				
桜井市大字北音羽*** 外1筆				畑	333	m²			
譲受人				譲渡人	-				
住所 桜井市****			住所	大阪府箕面市****					
氏名 *****			氏名	* * *	k * *				

農地法第3条第2項について

条文	具体的な内容	該	当
第1号	・保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況 等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべて農地を 効率的に利用できるものと見込める。	する	しない
全部効率要件	該当しない場合 令第2条第1項第1号イ・ロ・ハ・ニまたは第2号イ・ロに該当	する	しない
第2号	・農地所有適格法人以外の法人の取得でない。	(する)	しない
農地所有適格法人 以外の法人	該当しない場合 ・法第3条第3項の要件を満たす賃借権の設定である。 ・令第2条第2項第1・2・3・4・5号に該当	する	しない
第3号信 託	信託の引受による権利の取得でない。	する	しない
第4号	取得者が農作業を行う必要がある日数につい農作業に従 事すると見込める。	する	しない
農作業の常時従事	該当しない場合 令第2条第2項第1・2・3・4・5号に該当	する	しない
第5号 転貸禁止	貸人の農地であり転貸に当たらない。	する	しない
第6号	水利や農地利用の調整及び農薬の使用については地域 に協力し地域の取り決めを遵守し、農業上の農地の効率		
地域調和	的かつ総合的な利用に支障は生じないように周辺地域に 同調する等、取得後もいままで通り同様に農地の利用を行 うと思われる。	する	しない

上記の通り、農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農地法第5条調査書

議案5条の 1

				譲渡人				\neg
住所 桜井市****				住所 大阪府柏原市****				
氏名	氏名 ****			氏名 ***** 外2名				
土地の所在		地	目	面積(m³)		転用目的	
桜井市大字橋	喬本*** 外1筆	H H	3	2,697	m²	工場	易(かばん製造業)	
土地の所在区域				都市計画区分				
市街化区域市街化調整区域				都市計画区域内都市計画区域外				
農業振興地域区分				農用地区分				
農業振興地域內				農用地区域内 農用地区域外				
農地の区分 農地の区分の該当事項			判断理由					
第2種農地	第2の1の(1)のオの(7						ド連たんしている区域に がおおむね10ha未満。	-

農地転用に関する許可基準

事項	意	見
・申請土地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、 その農地を申請することはやむを得ないと認められるか	適当	不適当
• 資力及び信用	適当	不適当
・転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無	あり	なし
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	確実	不確実
・行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み	確実	不確実
・農地以外の土地の利用の見込み	確実	不確実
•計画面積の妥当性	適当	不適当
・宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	適当	不適当
・周辺農地に係る営農条件への支障の有無	なし	あり
・一時転用である場合はその妥当性	適当	不適当
・法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況	終了	未了

以上の通り、農地区分及び農地法第5条の許可基準から総合的に判断して転用はやむを得ないものと認める。

農地法第5条調査書

議案5条の 2

譲受人			譲渡人			
住所 大阪府大阪市****			住所	;	桜井市*****	
氏名 ;	****		氏名		**** 外1名	
土地の所在		地目	面積(m	ก ้)	転用目的	
桜井市大字新屋敷	*** 外2筆	田•畑	2,441	m²	工場(非金属耐熱機械部品製造)	
土地の所在区域		都市計画区分				
市街化区域	图域	都市計画区域内都市計画区域外				
農業振興地域区分		農用地区分 				
農業振興地域内	農業振興地	也域外	農用地區	区域▷	内 農用地区域外	
農地の区分	亥当事項	判断理由				
新屋敷119番4 (第1種農地) 第2の1の(1)のイの(ア)のa			おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある 農地。(既存施設の拡張)			
新屋敷130番1、130番2 (第3種農地) 第2の1の(1)のエの(ア)のbの(a)			住宅、事業用施設または公共施設若しくは公益的施設が連たんしていること。			

農地転用に関する許可基準

事項	意	見
・申請土地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、 その農地を申請することはやむを得ないと認められるか	適当	不適当
• 資力及び信用	適当	不適当
・転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無	あり	なし
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	確実	不確実
・行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み	確実	不確実
・農地以外の土地の利用の見込み	確実	不確実
•計画面積の妥当性	適当	不適当
・宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	適当	不適当
・周辺農地に係る営農条件への支障の有無	なし	あり
・一時転用である場合はその妥当性	適当	不適当
・法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況	終了	未了

以上の通り、農地区分及び農地法第5条の許可基準から総合的に判断して転用はやむを得ないものと認める。